

基本目標Ⅴ 市民との協働による男女共同参画の推進

◆現状と課題

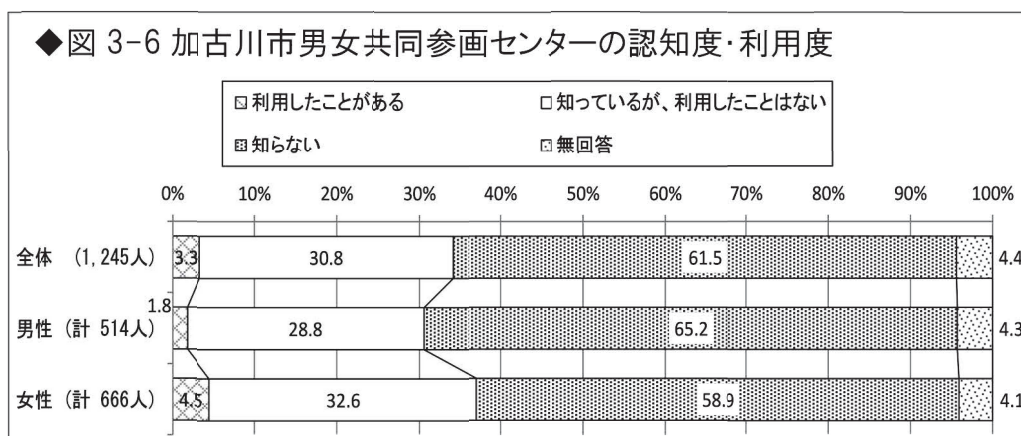
少子高齢化や核家族化の進行などに伴う社会構造の変化によって、地域にさまざまな課題が生じています。こうした課題解決とともに、本計画を着実に推進し効果を上げるためには、市民、事業者、関係機関等、社会全体で連携を深め、相互に幅広い理解と共通認識を持ちながら、それぞれの役割と責任を果たす必要があります。

男女共同参画推進の拠点である「加古川市男女共同参画センター」については、市民意識調査によると、およそ6割の人が「知らない」と回答しており(図3-6)、施設の認知度は依然として低い状況にあります。このことから、市民ニーズに対応し、年齢層・性別にとらわれない魅力的な事業実施や効果的なPRに努めるとともに、より充実した施策推進を図るための調査研究とあわせ、県や近隣市等との連携・情報収集を積極的に進め、機能の充実を図る必要があります。

市役所においては、全庁的に男女共同参画の視点を浸透させるため、庁内推進体制のもと、計画に掲載した施策の進捗状況の把握や評価を行うとともに、新しい施策の立案に反映させることとしています。

また、平成27(2015)年9月に施行された「女性活躍推進法」では、長時間労働の是正や働き方の改革に向けた取組など、トップの意識改革が求められています。

本市では、ワーク・ライフ・バランスの一層の実践に向け、平成19(2007)年に「加古川市職員男女共同参画率先行動計画」を策定するとともに、特定事業主行動計画の推進にも取り組んでいます。



平成 26(2014) 年実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果

施策方針1 協働によるまちづくりの推進

男女共同参画センターを男女共同参画推進のための拠点として位置づけ、意識啓発、就業支援、情報収集や発信、相談、さらには女性グループ等の育成、支援とともに、グループ相互間、事業者や行政との連携・交流などに取り組みます。

基本施策1 市民、地域活動団体、事業者、行政による相互の連携強化

	具体的施策	概 要	関係課
1	男女共同参画施策推進のための活動拠点としての機能充実	男女共同参画センターを施策推進の拠点と位置づけ、情報発信、啓発、学習機会の提供を行うとともに、女性グループ等団体の活動・交流を支援し、男女共同参画社会の実現をめざします。	男女共同参画センター ウェルネス推進課
2	市民団体、事業者と行政の協働による活動の推進	市民活動団体相互の情報共有と連絡調整のため、「市民団体連絡協議会」を設置し、市民団体・事業者と市が協働するまちづくりを進めます。 社会貢献性のある事業を実施する団体に対しては、経費を補助するなど、その活動を支援します。	



施策方針2 男女共同参画の実現に向けた推進体制の強化

市役所におけるすべての職員が男女共同参画の理念と意義を理解し、それが業務の遂行に生かされるよう職員の意識を高める責務があります。

女性活躍推進法の成立を受け、それを着実に実行するために、特定事業主行動計画を策定するとともに、女性の活躍状況に関する情報を公表するなど、まずは市役所が率先垂範して、男女が働きやすい職場づくりに取り組みます。

学識経験者、市民、関係機関等で構成する「加古川市男女共同参画社会づくり懇話会」を設置し、計画の進捗状況や施策のあり方について意見を聴取し、計画の着実な推進に役立てます。

活動の拠点となる男女共同参画センターの事業内容を拡充するとともに、グループ等の育成や交流など、支援機能の充実・強化を図ります。

基本施策1 行政の率先した男女共同参画の促進 【★重点施策】

具体的施策		概要	関係課
1	加古川市職員男女共同参画率先行動計画の推進	男女がともに能力を最大限に発揮できる、働きやすい職場づくりのため、すべての市職員が計画の趣旨を理解し、男女共同参画の意識を高めるよう、両立支援ハンドブックや研修等を通じた意識啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めます。	男女共同参画センター 人事課 人材育成課
2	性別にとらわれない人事配置と管理監督職への登用	若手職員や女性職員を管理監督職へ積極的に登用する制度を確立するなど、市職員のモチベーション高揚に向けた取組を進めます。	
3	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	女性職員の一層の活躍推進に向けた取組の一つとして、仕事と子育ての両立を支援する職場づくりをめざす中で、妊娠中の職員を積極的に支援するとともに、男性職員が出産や育児に関わりやすい職場環境を整えます。	
4	人材育成基本方針に基づく職員の育成	職員一人ひとりが、男女共同参画の視点を持ち、自らの能力と意欲を最大限に発揮できるための研修体制を推進します。	

基本施策2 協働による計画の進行管理

具体的施策		概要	関係課
1	加古川市男女共同参画社会づくり懇話会の設置と市民への公表	学識経験者や市民、関係機関等の参画により、基本的かつ総合的な観点から、計画の推進や進捗状況について協議し、施策の推進を図ります。また、会議における協議事項・結果や進行管理状況等は原則として公表します。	男女共同参画センター

基本施策3 男女共同参画推進体制の充実

具体的施策		概 要	関係課
1	男女共同参画を推進する拠点機能の充実・強化	市民ニーズに合った多様な講座の開催、女性グループ等登録団体活動の拡充を図り、拠点施設としての周知を高め、利用しやすい施設づくりに努めます。	男女共同参画センター
2	施策の具現化に向けた条例化に係る調査研究	男女共同参画にかかる基本理念や、事業者、市民及び市役所の責務、施策の基本となる事項を示し、男女共同参画を総合的かつ効果的に進めるための条例制定について調査研究します。	

◆関連計画等

加古川市職員男女共同参画率先行動計画

次世代育成支援女性活躍推進加古川市特定事業主行動計画

加古川市人材育成基本方針

◆成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標値 (平成32年度)
男女共同参画センターの認知度	34.1% (平成26年市民意識調査)	80%
市役所におけるすべての職員のうち 管理職に占める女性職員の割合	12.6%	15%
監督職に占める女性職員の割合	21.8% (平成27年4月1日現在)	25%
市役所における男性職員育児休業取得率	0.0% (平成26年度)	10%